

韓国知的財産ニュース 2018 年 4 月前期

(No. 364)

発行年月日：2018 年 4 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 知識財産基本法施行令一部改正令
- 1-2 特許料等の徴収規則一部改正令
- 1-3 雇用部と与党、先端技術の資料を公開するよう産業安全保険法の改正を進める

関係機関の動き

- 2-1 「第4次産業革命の中核技術と知的財産」と題する国会政策討論会を4月5日に開催
- 2-2 特許情報、これからはQRコードを読み取ってください
- 2-3 特許庁とWIPO、共同でオンライン上の知的財産教育課程を運営
- 2-4 創業・ベンチャー政策とIP政策の協業による、革新生態系づくりと雇用創出の加速
- 2-5 就職に強い特許戦略を策定し、大学（院）の創造的なアイデアを発掘
- 2-6 特許庁、2018年度知的財産e-ラーニング先導学校を募集
- 2-7 特許庁、UAEに続きサウジアラビアに特許システムを輸出する
- 2-8 IPでユニコーン企業を育てる
- 2-9 特許庁と知識財産サービス協会、IP事務管理員育成教育を始める
- 2-10 特許庁、知的財産ベースの創業活性化に168億ウォンを投入
- 2-11 食薬処、製薬会社向け医薬品許可-特許連携制度に関する教育を実施
- 2-12 特許庁、2018年にグローバルなIPスター企業205社を選定・支援

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 AI、ロボットなどの新産業における融合デザイン人材育成を拡大

その他一般

- 5-1 政府の R&D 支援を受けた中小企業、むしろマイナス成長

法律、制度関連

1-1 知識財産基本法施行令一部改正令

電子官報 (2018. 4. 10)

大統領令第 28787 号

知識財産基本法施行令の一部改正令

知識財産基本法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 4 条中「第 15 号」を「第 14 号の 2、第 15 号」にする。

第 9 条第 3 項中「国務総理」を「科学技術情報通信部長官」にする。

第 10 条第 1 項中「7 月 31 日まで」を「10 月 31 日まで翌年の」にし、同条第 2 項中「10 月 15 日」を「1 月 15 日」にし、同条第 3 項中「12 月 31 日」を「3 月 31 日」にする。

第 11 条第 1 項中「6 月 30 日」を「10 月 31 日」にし、同条第 2 項第 2 号中「1 月 31 日」を「1 月 15 日」にし、同条第 3 項第 2 号中「3 月 15 日」を「3 月 31 日」にする。

附則

この令は公布日 (2018. 4. 10) から施行する。

<改正理由及び主要内容>

特許など知的財産の創出・保護・活用による革新成長のために国家知識財産委員会の委員に中小ベンチャー企業部長官を追加し、関係中央行政機関などの前年度事業成果と翌年の予算を考慮して国家知識財産施行計画を策定することができるように国家知識財産施行計画の策定期間及び推進状況の点検・評価時期を調整するなど、現行制度の運営上に現れた一部の課題点を改善・補完するためである。

1-2 特許料等の徴収規則一部改正令

韓国特許庁 (2018. 4. 5)

- 特許庁、中小・ベンチャー企業の革新成長を支援するために、「特許料等の徴収規則」の一部改正令を4月6日から施行 -

韓国特許庁は中小・ベンチャー企業などの特許料減免を拡大する「特許料等の徴収規則」の一部改正令を2018年4月6日から施行すると発表した。

今回の改正は、昨年11月に策定した「第4次産業革命時代における知的財産政策の方向」に基づき、中小・ベンチャー企業の革新成長を促進するために、特許手数料の負担をさらに軽減する内容を盛り込んでいる。

< 中小・ベンチャー企業の特許技術革新活動の促進に向けた特許手数料支援体系 >

特許創出段階		特許維持段階
出願 → 審査請求 → 設定登録(1~3年) →		登録維持(4年~20年)
(現 行)	出願料・審査請求料・設定登録料 70% 減免	4~9年目の年金(登録料) 30% 減免
(支援拡大)	特許成長リワード制度の追加導入	4~20年目の年金(登録料) 50% 減免

*年金(登録料): 特許権・実用新案権・デザイン権の設定登録以後、4年目から権利を維持するために毎年1年分ずつ納付する登録料

1. 中小・ベンチャー企業向けの「特許成長リワード制度」の導入

中小・ベンチャー企業が技術革新を通じ、より良い特許を創出できるよう、特許庁に納付した年間手数料総額の10%~50%を返す「特許成長リワード制度」を施行する。

これは、中小・ベンチャー企業が特許(実用新案、デザインを含む)創出活動として特許庁に年間(毎年1月1日~12月31日)納付する手数料(*)の総額が一定の基準を超えた場合、特許庁がその企業にインセンティブを提供し、これを他の手数料の納付時に使えるようにし、中小・ベンチャー企業の革新活動を奨励する制度である。

*特許創出活動関連の手数料: 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許料

納付額	30 万ウォン超過 100 万ウォン 以下	100 万ウォン 超過 200 万ウォン 以下	200 万ウォン 超過 400 万 ウォン以下	400 万ウォン 超過 800 万 ウォン以下	800 万 ウォン 超過
インセン ティブ割合	10%	20%	30%	40%	50%

ただし、今年から制度が導入されるため、今年の特許創出活動の成果に基づき、来年（2019年）からのインセンティブを付与する。

* 関連規定：「特許料等の徴収規則（産業通商資源部令）」および「知的財産ポイント付与及び使用に関する規定（特許庁告示）」

2. 中小・ベンチャー企業が支払う特許の年金登録料の減免拡大

中小・ベンチャー企業が保有する特許（実用新案、デザインを含む）の年金登録料は半分だけ納付することにし、特許出願から権利維持までの全区間にわたって経済的負担を大幅に軽減し、中小・ベンチャー企業の特許競争力の強化を支援する。

これまで中小・ベンチャー企業は、特許登録後9年目までのみ年金登録料の30%減免(*)を受けたが、減免比率と減免期間を大幅に拡大する今回の改正により、特許登録後から権利が消滅するまで年金登録料を半分だけ支払えば済むことになる。

*（現行）最初の設定登録料（1～3年目）70%、4年～9年目の年金登録料30%減免
→（改正）最初の設定登録料（1～3年目）70%、4年～20年目の年金登録料50%減免

こうなると、中小・ベンチャー企業が保有する特許1件当たり、20年間の権利維持に必要なとされる登録料の総額が従来の836万ウォン(*)から445万ウォンレベルに減り、特許維持費用の負担を軽減することになる。

* 中小企業が特許1件当たり平均で保有する請求項（発明の保護範囲）数、6つを基準とする

これにより、革新を通じた特許創出活動と核心特許を中小・ベンチャー企業が戦略的に長期間保有する割合が増えるだろう。

< 中小企業の4年目以後の年金登録料50%減免の導入した場合の登録料納付額 >

(単位：万ウォン)

区分	設定登録後の年金（毎年）					合計	
	1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～20年目	12年維持	20年維持
通常の納付額 (6項基準)	9	17	33	57	69	349	901
現行減免後の納付額(A) (減免率)	3 (70%)	12 (30%)	23 (30%)	57 (減免なし)	69 (減免なし)	284	836
減免拡大 (2018.4.6施行)	現行	30% →50%	30% →50%	50% (新設)	50% (新設)	-	-
追加減免後の納付額(B) (減免率)	3 (70%)	9 (50%)	16 (50%)	29 (50%)	35 (50%)	169	445
減免効果 (A-B)	現行	3↓	7↓	28↓	34↓	115↓	391↓

3. 職務発明補償における優秀な秀小・ベンチャー企業の年金登録料の追加減免維持

当初、中小・ベンチャー企業が「職務発明補償の優秀企業」や「知的財産経営の認証企業」に選定されると、4～6年分の年金登録料を20%追加減免する制度については今年まで実施する予定であったが、中小・ベンチャー企業の職務発明補償制度などの導入と拡大を誘導するために、2022年まで4年間延長して運営する。

こうなると、中小・ベンチャー企業のうち、「職務発明補償の優秀企業」や「知的財産経営の認証企業」に選定された企業は、最初の設定登録料と登録後4～6年目の年金登録料の70%減免を受ける効果があり、「職務発明補償における優秀な中小・ベンチャー企業」が保有する特許1件当たり20年の権利維持に必要とされる登録料の総額が従来の826万ウォン(*)から435万ウォンレベルに減り、特許維持費用の負担をさらに軽減することができるようになる。

* 中小企業が特許1件当たり平均で保有する請求項（発明の保護範囲）数、6個を基準とする

＜中小企業中、職務発明補償優秀企業の特許登録料の納付額＞

(単位：万ウォン)

区分	設定登録後の年金（毎年）					合計	
	1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～20年目	12年維持	20年維持
通常の納付額 (6項基準)	9	17	33	57	69	349	901
現行減免後の納付額 (A) (減免率)	3 (70%)	9 (50%)	23 (30%)	57 (減免なし)	69 (減免なし)	274	826
中小企業中 職務発明 補償優秀 企業減免	現行	50%→70%	50%	50%	50%	-	-
		(中小企業の年金登録料 50%減免)					
減免後の納付額 (B) (減免率)	3 (70%)	5 (70%)	16 (50%)	29 (50%)	35 (50%)	159	435
減免効果 (A-B)	現行	4↓	7↓	28↓	34↓	115↓	391↓

4. 特許手数料の納付方式改善など

特許庁で国際調査を行った場合、審査請求料の減免を受けるためには、国際調査報告書を添付して減免申請をすべきであったが、今後は提出を省略することができるようにし、出願人の書類提出の負担を軽減した。

また、手数料などの納付期限が労働者の日（メーカー）である場合、出願人は口座振替、クレジットカードなどの電子的納付しかできず、銀行を訪問できないという不便を強いられていた。しかし、今後は手数料などの納付期限が労働者の日である場合は、労働者の日の翌営業日までに手数料を納付することができるように改善した。

その他、商標権の設定登録料や更新登録料を分割納付（*）した場合、2回目の登録料納付日（設定登録日又は更新登録日から5年以内）の前に商標権の分割、あるいは分割移転（**）をした場合、商標権ごとに商標登録料を納付するようにし、登録料の納付方法を明らかにした。

*2012年から商標登録料は2回に分割して納付可能（商標法第72条）

**商標権者は指定商品ごとに商標権を分割したり、指定商品ごとに他人に譲渡（移転）することができる（商標法第93条及び第94条）

特許庁長は「今回の改正により、中小・ベンチャー企業の特許手数料の負担が大幅に減り、中小・ベンチャー企業が知的財産をベースに革新成長を加速することができるだろう」と見込んだ。

1-3 雇用部と与党、先端技術の資料を公開するよう産業安全保険法の改正を進める

電子新聞（2018.4.10）

雇用労働部が先端企業の安全保健資料を完全公開するか、公開を請求できる内容を骨子とした「産業安全保健法（以下、産安法）」の改正を進める。これは、雇用労働部長官が国会環境労働委員会で活動した時に発議した産安法の一部改正案と方向性が一致する。政権与党（共に民主党）の他の議員も似たような法案を発議した。

サムスン電子の作業環境測定報告書の外部公開問題をめぐり、技術流出の論議が盛り上がる中、法律で情報公開を明記するということである。情報公開を法律で強制すれば、韓国の先端技術保護体系は崩壊するしかない。産安法改正案は既存の産業技術流出防止法と矛盾するため、法制定過程で反発が予想された。

雇用部は2月9日、産業安全保健法の改正案を立法予告した。本紙が産安法改正案を分析した結果、法案にはすべての物質安全保健資料（MSDS）を雇用部に提出し、雇用部は提出させた資料をオンラインで公開しなければならないという内容が盛り込まれていることが明らかになった。

MSDSは化学物質を安全に使用・管理するために、必要な情報を記載した文書である。化学物質を扱う事業主はMSDSを作成し、事業場内に備えておく。

産業界の関係者は「外国でも企業にすべての化学物質MSDSを提出させ、オンラインで公開する立法事例はない」とし、「半導体とディスプレイ産業は物質革新が競争力を左右するが、改正案が成立すれば、マウスをクリックするだけで競合社の新物質情報を得ることができる」と説明した。

これまで営業秘密は企業が自主的に判断し、これを乱用すれば500万ウォン以下の過料を科した。しかし、改正案には一部の内容を営業秘密として隠したい場合、雇用部長官の事前承認が欠かせないという規制案も盛り込まれた。アメリカでは、産業界が自ら営業秘密について判断し、事業主と労働者間で紛争が発生した場合、公開するかどうかに関する審査が行われる。

このような雇用部の産安法改正案の一部内容は、雇用部長官が環境労働委員会に属する国会議員として活動していた2016年10月31日に発議した産安法一部改正案の方向性とほぼ一致する。議員時代に発議した改正案が長官になって「政府案」として発議されたのである。

雇用部は「改正案は下半期に開かれる通常国会で現在、係属中の議員立法案と併合審査されるとみられ、政府は改正案が迅速に成立するよう、最大限の支援を行う」と述べた。

産業界では、雇用部の方針は環境労働委員会に属する共に民主党の議員らが発議した産安法改正案を併合して成立させるという意志だと受け止めている。雇用部長官と共に民主党の議員らは、2016年下半期と昨年初め、「公共の利益」のために企業内の機密資料を外部に公開しなければならないという趣旨で産安法改正案を発議した。現在、環境労働委員会に属する国会議員はほとんどが労働界出身であり、企業側を代弁する議員は事実上皆無である。

カン・ビョンウォン議員が発議した改正案が国会で成立すれば、作業環境測定報告書はもちろん、疫学調査結果、有害危険防止計画書、工程安全報告書など、企業における各種機密資料の公開請求が可能になる。

有害危険防止計画書と工程安全報告書には生産工程の流れ図と設備リストおよび配置図、建築物の平面図、工程設計と運転条件といった情報が含まれている。改正案によると、営業秘密の公開可否は企業でない外部の人が中心となる委員会が決定する。

半導体業界の関係者は「仮に該当資料が中国に流出すれば、一気に追いつかれてしまうだろう」と懸念した。

関係機関の動き

2-1 「第4次産業革命の中核技術と知的財産」と題する国会政策討論会を4月5日に開催

韓国特許庁（2018.4.2）

- ビッグデータとAI関連産業の発展に向けた知的財産の役割を模索 -

韓国の金奎煥（キム・ギュファン、自由韓国党）・魚基龜（オ・キグ、共に民主党）議員と特許庁が共同で主催し、韓国知識財産研究院が主管する「第4次産業革命の中核技術と知的財産」と題する国会政策討論会が4月5日午後1時30分、国会議員会館で開催される。

今回の政策討論会は、第4次産業革命時代に備えた知的財産政策について点検し、その中核技術であるビッグデータと人工知能の技術開発や活用を促進するために、今後、知的財産制度が進むべき方向を模索するために開かれる。

官民の専門パネルがビッグデータ・人工知能など新技術の発展に伴う知的財産保護の空白問題について技術発展と活用促進のための制度改善という観点から議論を深める予定である。

討論会では、「第4次産業革命に備えた特許庁の政策」および「ビッグデータ・人工知能と知的財産」というテーマで発表が行われる。

最初の発表では産業革命における知的財産の役割を掘り下げ、第4次産業革命時代における知的財産の重要性と主要国が進める革新政策や知的財産政策について考える。

さらに、第4次産業革命に備え、特許庁で作った主な知的財産計画と核心課題を紹介する。特に、発表を行う特許庁は昨年7月に各分野の専門家からなる「知識財産未来戦略委員会」を発足させ、第4次産業革命時代におけるさまざまな知的財産 이슈を新たに発掘し、政策課題を導き出した。

続いて、檀国大学校法科大学院の教授が新たな成長エンジンとして浮上しているビッグデータと人工知能の保護に向け、現在の知的財産の役割と限界を診断し、それを知的財産として適切に保護するための制度改善について発表する。

ビッグデータについては、知的財産の保護を受けることができない個々のデータと非構造化データなどの問題を解決するために、新しい不正競争行為の種類を新設するなど、さまざまな方策を提案する。また、人工知能による発明と創作物を現行の法体系で保護する方法について考え、新しい法律の制定の必要性を提示する。

その後のパネルディスカッションでは、成均館大学法科大学院の教授が座長を務め、知識財産研究院の研究本部長、京仁教育大学社会科教育学科の教授、梨花女子大学法科大学院の教授、法務法人 YOU ME の弁護士、KT の常務がパネルとして参加し、人工知能・ビッグデータに関する各分野の争点について議論する。

政策討論会の共同主催者である金奎煥議員は「人工知能・ビッグデータのような中核技術は、産業の競争力を左右するだけでなく、経済の低成長から抜け出す突破口になるだろう」とし、「第4次産業革命の中核技術に関する知的財産権がもっと創出されて世界市場をリードし、多くの研究者が新しい技術を開発することができるよう、国民の関心が必要である」と強調した。

もう一人の共同主催者である魚基龜議員は「第4次産業革命の核心が、従来産業の融合による新技術の創出という点で、国民の生活を劇的に変化させる知的財産を生み出し、保護することは、韓国のグローバル競争力の確保における最も重要な課題の一つである」とし、「人工知能、ビッグデータなど、第4次産業革命の中核技術と知的財産権創出の土台になる重要な政策課題を積極的に提示し、十分に議論する意味深い場になることを願う」と述べた。

特許庁長は「第4次産業革命の中核技術を知的財産で強力かつ柔軟に保護することで、関連技術の革新を促進し、国家競争力を強化することができる」と強調し、「今回の政策討論会が第4次産業革命という大きな時代の流れをリードする上で未来の知的財産制度の基礎を固める契機になることを希望している」と述べた。

2-2 特許情報、これからはQRコードを読み取ってください

韓国特許庁 (2018.4.2)

韓国特許庁はQRコードを読み取ることで特許内容、登録状況などを簡単に確認できるサービスを4月から開始すると発表した。

出願人は製品に特許が適用されたことを広報するために特許登録番号を表示したい場合、無料の知的財産検索サービスであるKIPRIS(*)でQRコードをコピーして活用するこ

とができ、製品のユーザーはスマートフォンで QR コードをスキャンして KIPRIS で登録状況、権利範囲などを調べることができる。

*KIPRIS：特許庁が保有する国内外の知的財産権関連の情報を、誰でも無料で検索・閲覧することができる知的財産情報検索サービス (<http://www.kipris.or.kr>)

**QR コードはネイバー、ダウムなどのポータルサイトで提供する QR コードリーダーを利用したり、専用のアプリを利用して読み取ることができる

従来は、特許番号を確認し、これを KIPRIS に入力する面倒な過程を経なければならず、特許の詳細と虚偽表示の有無などを把握することは困難であった。

特許のみならず、特許庁が発行する刊行物にも QR コードを表示し、オンラインでの内容確認や検索、原文ファイルの確保を可能にした。

*刊行物は特許庁図書館のホームページにアクセスにされる

また、QR コードを読み取ってつながる URL が変更されても変更後の URL を自動的に検出しアクセスできるように韓国科学技術情報研究院 (KISTI) と協力して、デジタルオブジェクト識別子 (DOI) を適用した。

*DOI (Digital Object Identifier) アドレス：ホームページ内のコンテンツの URL が変更されても変更後のアドレスを管理し、そのコンテンツへのアクセスを継続的に保障するアドレス体系

2018 年 4 月、特許・実用新案分野の QR コードサービスを皮切りに、2019 年には商標・デザインへとサービスを拡大し、特許などの産業財産権の公報にも QR コードを表記して登録権者、行政情報の書類などを簡単に調べることができるようにする予定である。

特許庁情報顧客支援局の局長は「QR コードと DOI アドレスなどの技術を積極的に活用し、国民が特許庁で生産する知的財産データに簡単にアクセスして活用できるように継続的に努力したい」と述べた。

2-3 特許庁と WIPO、共同でオンライン上の知的財産教育課程を運営

韓国特許庁 (2018. 4. 3)

- 実際のビジネス現場で活用可能な知的財産の基礎から実戦までの教育 -

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で IP パノラマを活用した英語の知的財産教育課程を運営すると発表した。知的財産学習サイト (<http://www.ipdiscovery.net>) で 5 月 9 日までに受講申請が可能で、申請後直ちにオンライン教育課程に参加することができる。

同課程では、ビジネス観点からの知的財産活用戦略についてストーリーテリング方式で分かりやすく紹介している。オンライン課程で優秀な成績を収めた人は、10 月にソウルで開催される知的財産分野で世界的に有名な碩学の講義に招待される予定である。

IP パノラマとは、特許庁、WIPO、韓国発明振興会が 2005 年から共同で開発したオンライン上の知的財産教育コンテンツを意味する。IP パノラマは知的財産に関する基本概念から技術ライセンス、知的財産の価値評価、国際ビジネス環境における知的財産活用戦略など、踏み込んだ内容も扱っており、英語、フランス語、スペイン語など、世界 24 の言語に翻訳され活用されている。

IP パノラマを活用したオンライン上の英語の知的財産教育課程である「韓国 - WIPO 共同国際知的財産教育課程 (AICC; Advanced International Certificate Course)」は、国内外の企業の知的財産活用能力を向上させるための専門人材養成プログラムで、12 週間コースである。

4 月 4 日からは 1 期コースが、4 月 18 日からは 2 期コースが行われる。オンライン課程の受講生のうち、成績優秀者は 10 月にソウルで開かれる、知的財産分野で世界的に有名な碩学の講義に招待され、より高度な知的財産活用戦略などを学ぶことができる。

知的財産に関心のある人なら誰でも「韓国 - WIPO 共同国際知的財産教育課程」を申請することができる。1 期コースの募集は 4 月 11 日まで、受講申請および詳細については、知的財産学習サイトで確認できる。

2-4 創業・ベンチャー政策と IP 政策の協業による、革新生態系づくりと雇用創出の加速

韓国特許庁 (2018. 4. 4)

- 中小ベンチャー企業部と特許庁、政策協議会を開催 -

韓国の中小ベンチャー企業部（以下、中企部）と特許庁が協力し、創業・ベンチャー企業の技術・IP（知的財産）の競争力向上や革新生態系の創出、雇用創出に乗り出す。

中企部と特許庁は4月4日（水曜）午前11時、特許庁で創業ベンチャー革新室長（中企部）、特許庁次長（特許庁）などが参加する中で政策協議会を開催し、創業・ベンチャーに関するさまざまな協力課題を推進することにした。

今回の政策協議会は、IP ベースの健全な革新生態系の創出、雇用創出政策の効果向上に向けた両部処の緊密な政策協力が求められ、開催された。また、革新成長と雇用創出における中枢的な役割を担う創業・ベンチャー企業の質的な成長のために、両機関の専門性と強みを活かした効率的な支援体系を構築するということに意味がある。

両機関は創業支援事業を連携することで政策効果を高めることにした。

中企部による TIPS（*）、創業先導大学、創業成功パッケージと、特許庁による特許パウチャー、IP 礎（ティディムドル）・翼（ナレ）プログラム、IP 製品の革新戦略支援事業を選抜する過程で両部処が優秀な企業を推薦すると、加点が付与される。これにより、中企部が総合的に支援する創業教育、R&D、事業化事業と、特許庁が集中的に支援する IP の確保や戦略事業がお互いに補い合い、シナジー効果を上げると見込まれる。

* TIPS（Tech Incubator Program for Startup）：民間（アクセラレータ）が優秀な創業チーム（スタートアップ）を発掘し、投資（1億ウォン以上）・保育すると、政府が最大9億ウォンの R&D・事業化資金を支援する事業

また、両機関は共同で創業企業の技術開発と IP 戦略策定を支援する。2月末、両機関は創業企業に R&D と IP-R&D（*）をパッケージにして支援する事業を新設（104億ウォン、40の課題）しており、事業の成果を確認した後、拡大していく方針である。

* 研究開発の初期から特許情報を活用し、最適の技術開発の方向を示し、海外企業の特許技術を無効・回避して空白技術に対する優秀な特許を先取りすることを後押しする

さらに、創業企業の特許成果の検証と特許関連の相談を強化し、優秀な特許技術の事業化および創業を活性化する。

特許庁は、中企部の支援事業で創出された特許の適切性・品質を検証するとともに、TIPS Town でスタートアップを対象にし、定期的に特許関連相談を支援することにした。中企部は、優秀な特許保有企業（*）および「大学生発明・特許戦略大会（**）」での受賞者に事業化と創業を支援する予定である。

*特許技術賞を受賞した企業を推薦すると、中企部支援事業（創業先導大学、創業跳躍パッケージ、創業成功パッケージ）で「1次書類選考の免除」、又は「加点付与」

**大学創造性発明大会、キャンパス特許戦略ユニバーシアード（CPU）大会の優秀賞受賞者を推薦すると、中企部支援事業（創業成功パッケージ）で「加点付与」

青少年のメーカー文化の拡散と地域創業生態系づくりのためにも協力する。小中高校生による IP ベースのメーカー活動を活性化させるために、特許庁の発明教育センターと中企部のメーカースペースを連携させて保有施設・設備を活用し、合同教育プログラムを運営する。

特許庁は、中企部の創造経済革新センターの入居企業との IP 関連の相談（アイデア発掘、具体化など）、特許技術移転と優秀な企業に対する IP-R&D を継続的に支援する予定である。

両機関は今後も四半期ごとに協議会の定例会を開催し、創業・ベンチャー企業支援のための協力課題を継続的に発掘・推進していく計画である。

2-5 就職に強い特許戦略を策定し、大学（院）の創造的なアイデアを発掘

韓国特許庁（2018.4.9）

- 特許庁、「2018 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」開幕、参加申込受付を開始 -

韓国特許庁が主催し、韓国工学翰林院と韓国発明振興会との共同主管による「2018 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」（以下、大会）が開催される。受付期間は4月10日から6月5日までとなっており、大学（院）生の参加申込を受け付ける。

この大会は、韓国の大企業や研究機関が出題した産業財産権関連の問題について、大学（院）生が創造的なアイデアを出して特許戦略を策定し、賞金や就職優遇を受けることができる産学研による協力プログラムである。

今年で 11 回目を迎える大会の今年のテーマは、「特許戦略策定」である。3つの産業分野の 28 社が問題を出題し、案を審査する。優れた案を出した人は賞金を受け取ったり、就職活動で優遇を受けることができる。

電気・電子分野ではサムスン電子、サムスン SDI、LG ディ스플레이・ソウル半導体・SK ハイニックスなどが、機械・金属・環境分野ではポスコ・高麗亜鉛・斗山インフラコア・ヒューロム (HUROM) ・韓国機械研究院 (KIMM)、現代重工業などが、化学・生命・エネルギー分野ではロッテケミカル・LG 化学・韓国原子力研究院 (KAER) ・韓国科学技術研究院 (KIST) などが参加する。

大会に参加する学生は、スポンサー企業が出題した問題のうち一つを選択し、先行特許調査・分析結果をもとに、将来の核心特許を取得するための特許戦略を策定し、企業が現場で悩んでいる産業財産権関連の問題解決に挑む。

授賞式は 11 月 22 日に開催される予定である。受賞者は賞金（産業通商部長官賞・特許庁長賞・翰林院会長賞、4 組、それぞれ 1,000 万ウォンなど）を受けるほか、現代自動車、サムスン重工業・LG 化学・大宇造船海洋など 13 のスポンサー企業に志望する場合、優遇を受けることができる。受賞後も「次世代知的財産リーダー (YIPL)」プログラムを通じ、体系的かつ継続的な知的財産教育を受けることになる。

特許庁産業財産人材課長は「今回の大会を通じて、大学（院）生の創造的なアイデアを発掘し、企業で特許戦略を策定する過程を経験することで、次世代知的財産リーダーに成長できる良い契機になることを希望している」と述べた。

韓国の大学（院）生なら誰でも参加することができる。詳細については、大会のホームページ (www.patent-universiade.or.kr) で確認でき、お問い合わせについては、大会の主管機関である韓国発明振興会 (02-3459-2813) まで。

2-6 特許庁、2018年度知的財産eラーニングリード学校を募集

韓国特許庁 (2018. 4. 9)

- オンラインで先行学習をし、教師と生徒の間の討論型の授業を活性化 -

韓国特許庁は知的財産に関する創造的なeラーニング教育モデルを開発・普及するために、4月9日から5月15日まで「2018年知的財産eラーニング先導学校」を募集する。

反転授業方式を適用したオンライン教育を通じて知的財産を伝播したい小中高の教師なら、誰でも申請できる。

※反転授業 (Flipped Learning) : 生徒が授業前にオンラインで学習してくると、授業時には問題を解いたり、討論を行って知識を身につける授業で、学習者の創造的な思考力を育てることができる学習法

申請方法は、反転授業の学習法を活用した学習指導案 (1回目) とeラーニングのサンプル動画をメール (ipschool@kipa.org) に提出すれば良い。

2013年から始まった知的財産eラーニング先導学校事業は、昨年まで計20校が選ばれた。特に、今年は施行6年目を迎え、先導学校の優秀事例の発掘と普及のために2校を追加し、計6校を選定する。

選定された先導学校には、新しい発明教育方法を開発するための研究費の支援に加え、感謝牌も授与される。また、「知的財産eラーニング先導学校の選定」の懸板式 (看板セレモニー) も行う。

各学校は11月まで反転授業の学習教材を自主的に開発し、先導学校が開発した資料は教育現場で活用できるように動画コンテンツにして国家知識財産教育ポータル (www.ipacademy.net) に掲載される予定である。

特許庁教育企画課長は「知的財産eラーニング先導学校事業は、先生の発明教育関連のノウハウとeラーニングのコンテンツが融合した教育モデルを発掘することができる良い機会」とし、「優秀なコンテンツがさらに開発・拡散され、韓国の発明教育の発展に大きく寄与することを希望している」と述べた。

韓国特許庁が UAE(アラブ首長国連邦)に続き、サウジアラビアにも特許システムを輸出する。

サウジアラビアは昨年末、大使館を通じて韓国特許システムの導入を要請した。これを受けて、特許庁は先月、サウジアラビアを訪問して現地の特許システムと運営状況などを調査し、韓国型特許情報システムの輸出に向けた協議を始めたと 10 日に明らかにした。

特許庁とサウジアラビアの貿易投資部は、事業内容や協力範囲を具体化し、上半期中に特許庁が運営中の特許システムをサウジアラビアに構築するための業務協約を締結する予定である。

特許庁が輸出する韓国型特許情報システムは、特許およびデザイン出願から審査や登録および手数料納付までの特許行政の全過程をオンラインで処理することができるシステムである。

輸出額はまだ確定していないが、最小 450 万ドルは越える見通しである。UAE の年間特許出願件数は 1,500 件程度で、2016 年には 450 万ドル規模の輸出契約を締結した。一方で、サウジアラビアの特許出願件数は年間 4,500 件で UAE の 3 倍である。

特にサウジアラビアは中東地域における最大特許出願国である。45 人の特許審査官が活動しているが専門性が不足しているため、審査力強化が急務との指摘があった。このため、韓国型特許情報システムの導入を急いでいるとみられる。

特許庁はこれを契機に、中東地域を中心に特許情報システムの輸出が増えると期待している。UAE は 2016 年に韓国型特許情報システムを導入し、2 年間の安定化作業を経て 2 月にシステムを開始した。これまで手作業で行ってきた審査を電子システムで処理し、審査力を強化することができるなどして効率を大幅に高めた。

特許庁はこれとは別に、ベトナムをはじめとする東南アジア地域には政府開発援助(ODA)の一環で特許システムを普及することを模索している。これにより、韓国企業の知財権保護と政府の「新南方政策」に寄与するという戦略である。

特許庁国際協力課長は「サウジアラビアには審査官がおり、内部システムもある程度備えているため、これをグレードアップする形で輸出する」とし、「東南アジア地域でも韓国型特許システム導入の要請が続いているため、政府の経済政策に合わせた戦略的な支援策を探している」と述べた。

2-8 IP でユニコーン企業を育てる

韓国特許庁 (2018. 4. 10)

韓国特許庁は IP をベースにする成長可能性が高いスタートアップ 60 社を「特許バウチャー事業」の 1 次支援対象に選定したと 10 日、明らかにした。

「特許バウチャー」とは、バウチャーを発行してもらった企業が特許・商標・デザイン出願、IP 調査・分析およびコンサルティング、特許技術価値評価、技術移転などの IP サービスを利用する時に現金のように使える商品券のことであり、計 10 億ウォンの予算で今年新規に行われる推進事業である。

今回の 1 次募集には計 706 社が申請し、応募倍率は 10 倍以上であった。特許・技術、投資・市場専門家による書類・面接審査を経て小型/中型バウチャー支援対象がそれぞれ 20 社、40 社選ばれた。

企業はバウチャー金額の自分負担金 (30%、現金) を前払いした後、バウチャーをポイントで発行してもらい、希望する知的財産サービスを選択して使えば良い。

<バウチャーの種類>

・小型バウチャー (500 万ウォン以内): 初期スタートアップが対象

* 立ち上げ 3 年未満、売上高 10 億ウォン未満

・中型バウチャー (2,000 万ウォン以内): 成長期・有望なスタートアップが対象

* 立ち上げ 7 年未満、売上高 100 億ウォン未満、出願又は登録 IP 件数、1 件以上

今回選ばれた企業を見ると、IT 分野だけでなく、AI/マシンラーニング、ロボット、VR/AR、IoT、ブロックチェーン、バイオセンサー、新薬など、ハードウェアやバイオ/ヘルスケアなどの多様な分野で第 4 次産業革命関連の技術を開発・活用する会社が半分以上であった。

審査委員は優秀な企業の応募が多かったため、評価がなかなか難しかったと口をそろえ

た。ベンチャーキャピタル(VC)に属している審査委員には新しく発掘した企業への後続投資を検討するという人もいた。

特許庁産業財産政策局の局長は「知的財産はスタートアップの技術およびブランド保護だけでなく、投資誘致、エクジット（企業上場、買収合併）などを促進し、スタートアップの成長や成功における核心的な要素であるが、費用負担が大きいため、政策的な支援が必要である」とし、「今回、『特許バウチャー』に対するスタートアップの高い需要を確認したため、今後、同事業の効果を分析し、支援規模をさらに拡大していきたい」と述べた。

特許庁と韓国特許戦略開発院（事業管理機関）は、6～7月に2次募集を始める予定である。

2-9 特許庁と知識財産サービス協会、IP 事務管理員養成教育を始める

電子新聞（2018.4.11）

特許庁と韓国知識財産サービス協会は11日、若年層の就職難解消・キャリアが途絶えた女性向けの雇用創出事業の一環で「知的財産(IP)事務管理員養成教育」の3期コースを始めたと明らかにした。

IP 事務管理員養成教育では、昨年、専門大学および実業界高校卒業者、キャリアが途絶えた女性などを選抜し、80人余りの修了生を排出し、4月現在、修了生の就職率は80%となっている。

今年の特許制度の基本、IP 業務の理解、IP 出願実務・電子出願、出願管理実習など、昨年の教育課程に海外出願制度および手続き、海外出願実務コースを追加した。

協会がIP 関連企業、特許法人・事務所の人事担当者を対象にアンケート調査を行った結果、半分以上がこのプログラムの深化過程教育を受けた修了者を優先的に採用すると答えた。

次回教育は10月、ソウル所在の教育施設で実施される。申請は知識財産サービス協会が受け付ける。

2-10 特許庁、知的財産ベースの創業活性化に 168 億ウォン投入

韓国特許庁 (2018. 4. 11)

- 特許ベースで創業すると、政府支援資金と連携支援 -

韓国特許庁は、創業者と創業企業が特許をはじめ、商標やデザインなどの知的財産権を創出・活用することで、雇用創出および創業企業の競争力強化のために、今年、「知的財産 (IP、Intellectual Property) ベースの創業促進」事業に 168 億ウォンをつぎ込み、1,350 件の特許ベース創業アイテムの導出を支援すると発表した。

「IP ベースの創業促進」事業は、支援対象によって IP 創業 Zone、IP 礎 (ティディムドル) プログラム、IP 翼 (ナレ) プログラムからなり、特許出願への支援だけでなく、特許・ブランド・デザインなどを創業に活用する IP 戦略コンサルティングを提供する。また、導き出された優秀な創業アイテムが国、自治体などの創業資金支援も受けられるよう、IP を活用する事業計画書策定支援などのコンサルティングも行う。

IP 創業 Zone では、全国 16 カ所に設けられた地域知識財産センターで地域住民がアイデア創出や知財権関連の教育を受け、優秀なアイデアを出せるように 26 億ウォンを支援する。

IP 礎プログラムでは、創業者の優秀なアイデアが事業アイテムにつながり、特許出願まで支援を受けて、実際、創業に成功できるように 37 億ウォンを支援する。

IP 翼プログラムでは、創業企業が創業当初から知的財産の問題を解決して、安定的に市場に参入できるように知的財産スキルアップに 105 億ウォンを支援する。

特に、IP ベースの創業促進事業で支援を受ける人が、中小ベンチャー企業部が選定した創業先導大学に参加すると、加点を受けることができる。また、IP 創業 Zone 教育の修了者は、創業先導大学の教育を履修したと認められることもある。

特許庁産業財産政策局の局長は「革新的なアイデアを持つ、地域の創業者を支援する場合、単に特許出願のみを支援する一過性だけでなく、特許が事業化や経営に実際、活用できるように IP 戦略および後続連携コンサルティングまでを含む、総合支援策を講じることに意味がある」とし、「今後も地域で特許ベースの創業が活性化するよう、多角的に努力したい」と強調した。

IP 礎プログラム (IP 創業 Zone) は、受付期間が決まっていないため、いつでも申請できる。IP 翼プログラムは 2 回目の受付を 6 月に開始する。各事業についての申請およびお問い合わせは、地域知識財産センターのホームページ (www.ripc.org) や全国の地域知識財産センター (1661-1900) に連絡すれば良い。

添付 1 IP 礎 (ティディムドル) プログラム

◆革新型創業を誘導するために優秀なアイデアを事業アイテムに具体化し、実際、創業まで続くような支援プログラムを運営

1. 事業概要

- ・予算：3,668 百万ウォン (930 件×4.9 百万ウォン×80% (特許庁 80%、個人負担 20%))
- ・支援対象：創意的なアイデアを保有する創業予定者
- ・選定方法：オンライン・オフラインを通じて創意的なアイデア (創業予定者) を発掘
- 全国 16 の地域 (広域基準) 別に知的財産の専門家 (弁理士、又は知的財産分野で 5 年以上の経歴がある人)、コンサルティング、公募などでアイデアを随時発掘
- ・課題遂行期間：3 ヶ月以内 (アイデアの難易度などにより、変更可能)
- ・支援目標：IP 権利化の支援 930 件 (年ベース)

2. 支援内容



- ①アイデア基礎相談：個人および創業予定者の技術創業アイデアを発掘
- ②アイデア創出教育：支援を受ける人が自らアイデアを発想したり、改善したりするよう誘導し、特許技術を調査できるようにアイデア創出教育を提供
*アイデア創出教育の修了者に限って、アイデア権利化および 3D 模型の製作分担金 (支援金額の 20%) 減免
- ③アイデア高度化のコンサルティング：発掘されたアイデアと同一・類似の技術を検索・分析し、創業アイテムとしての発展方向を提示
- ④アイデア具体化・権利化：高度化したアイデアを保護するか、経営・マーケティングに活用できる最適な IP を選定して特許出願を進める
- ⑤3D 模型の設計・製作：具体化した製品を 3D 形状にモデリングし、活用可能な 3D プリンター (*) で模型を製作
*創造経済革新センター内の 3D プリンター、地域知識財産センター IP 創業 Zone 内の 3D プリンターなど

⑥創業コンサルティング：創業専門家に事業計画書作成、事業場設立、ビジネスコーチングなど、創業の全般的過程に関するコンサルティングを受けられるように支援

⑦関連機関との連携支援：導き出された事業アイテムが死蔵されず、革新型創業につながるよう、中小ベンチャー企業部・自治体など、他の部処の創業支援事業（*）と連携

* 中小ベンチャー企業部による事業化支援、TP・経済振興院（自治体）による融資およびR&D支援など

※支援を受けるための条件・需要、アイデア発掘経路などを考え、段階別に支援内容の加重値・支援有無を調整してIP礎プログラムを進める

3. 2017年度の成果

・16の地域でIP礎の専任人材が計3,508件を相談し、1,121件のアイデアを発掘し、758件のIP権利化を支援

・最終的に132件の革新型創業成功および180件の他の支援事業を連携

アイデア 発掘経路	創造経済 革新センター	地域知識財産センター (IP創業Zone)	アイデア コンクール (*)	計
発掘アイデア	155	451	152	758

* IP情報を活用するアイデアコンクール（情報管理課）2件、創造経済タウン（科学技術部）117件、政府部処の創業リーグ（科学技術部・中小ベンチャー企業部、教育部、国防部）28件、公共データ活用大会（情報化振興院）5件

4. 2018年度の改善事項

・創業関連機関との連携：IP礎プログラムの支援を受ける人が創業支援事業を通じ、安定的に創業できるように創業関連機関との連携を推進

- 地域大学を活用し、創業予定者および創業企業を対象にし、事業化資金を支援する「創業先導大学」（中小ベンチャー企業部、創業振興院）事業と連携を推進

・デモデーなどの開催：創業予定者および創業企業が成長するような環境づくり、ビジネスネットワークを形成するためのデモデー、模擬投資大会を開催

- 圏域別に模擬投資大会を開催し、圏域別の優秀なアイテムをまとめ、別途のデモデーを開催

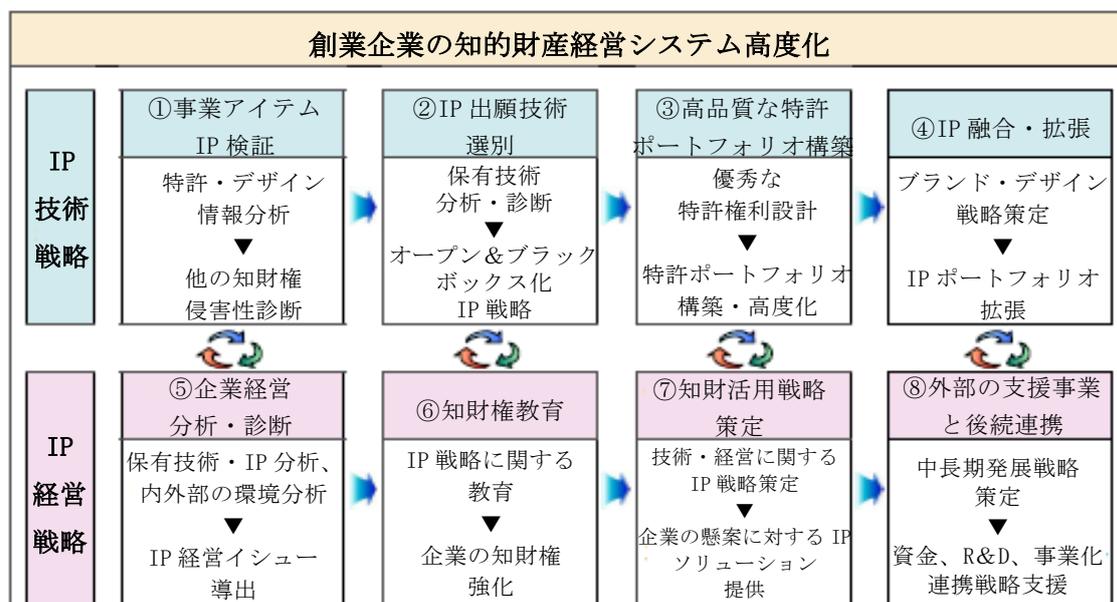
添付2 IP翼（ナレ）プログラム

◆創業企業が創業初期から IP 問題を克服することで、安定的な市場進入および中小・中堅企業に成長するよう、知的財産力強化を支援

1. 事業概要

- ・ 予算：5,586 百万ウォン（420 社×38 百万ウォン×35%（特許庁 35%、自治体 35%、創業企業 30%））
 - ・ 支援対象：技術ベース創業企業
 - ・ 支援目標：420 社（年ベース）
 - ・ 課題遂行期間：3 ヶ月前後
 - ・ 選定方法：事業公告後、審査を経て支援企業を選定（当該年度に同一企業への重複支援は不可）
- * 審査基準：技術の革新性（20 点）、成長可能性（25 点）、IP 支援の必要性（30 点）、企業の参加意志（25 点）（他部処の創業支援事業に参加した企業は選定時に優遇する）

2. 支援内容



- ①事業アイテム IP 検証：創業企業の主力事業のアイテムに対する特許・デザイン情報を分析することで、IP 動向を把握し、他の IP 侵害の有無を検討
- ②IP 出願技術選別：創業企業が保有する技術を精密分析・診断し、知的財産権で保護する技術と、非公開する技術を選別
- ③高品質な特許ポートフォリオ構築：主力事業のアイテムを効果的に保護できるように中核・周辺特許を設計して出願するなど、特許ポートフォリオを構築・高度化

*韓国内の特許を中心にポートフォリオ構築を推進するが、必要に応じては海外特許も可能

④IP 融合・拡張：市場に合わせた IP 融合ポートフォリオを構築し、デザイン・ブランド権利獲得に関して他の支援事業（*）と連携

*「知的財産創出支援」事業を通じ、ブランド・デザイン創出を支援

⑤企業経営分析・診断：創業企業の内外部の環境および保有技術・IP を分析し、企業の IP 経営 이슈を導出

⑥知的財産権教育：導き出された IP 経営 이슈に関する知的財産権教育を提供

⑦知的財産活用戦略策定：創業企業の技術・経営に関する IP 戦略を策定し、企業の 이슈（*）に対する IP ソリューション（*）を提供

*特許紛争、技術取引、技術セキュリティー、技術協約（MOU、実施権契約など）など

⑧外部の支援事業と後続連携：優秀な事業アイテムは資金・R&D・事業化支援の政府（又は民間）事業で後続連携

3. 2017 年度成果

・IP 戦略なしで創業したスタートアップの生存率を高めるために 3 回に分けて、支援企業を募集し、創業企業特化型コンサルティング 294 件を実施

*創業初期企業に対する特化型コンサルティングを実施し、平均応募倍率 2.2:1 となる

1 回	2 回	3 回	計
87	96	111	294

- 創業初期企業の実質的なニーズを把握し、適材適所にコンサルティングを提供することで、サービス品質に関する満足度調査で平均 96.5 点（*）を取得

*2017 年 12 月 6 日時点、計 214 社にアンケート調査を行い、147 社が回答、平均 96.5 点取得

4. 2018 年度の改善事項

・コンサルティング強化:コンサルティングの質を高めるためのプログラムを設ける

- コンサルタントの能力向上のための集中教育を上半期と下半期に実施

- 圏域別懇談会および総括ワークショップを開催し、優秀な事例を共有・伝播

・応募回数 3 回→ 2 回に縮小:実質的な事業実行期間（4 ヶ月以上）を確保するために応募回数を縮小

- 2 月、6 月に応募を実施し、事業遂行時期をコンサルタントが柔軟に調整できるように改善

- ・ブランド・デザイン支援事業連携：支援企業がランド・デザインに関する支援を受ける必要性に対するコンサルティングの結果により、「知的財産創出支援」事業と連携し、ブランド・デザイン創出を支援

5. 推進日程

IP 翼プログラム		
支援企業の発掘および支援(1回目)	2018.02～2018.07	主管機関
支援企業の発掘および支援(2回目)	2018.06～2018.11	主管機関

2-1-1 食薬処、製薬会社向けの医薬品許可 - 特許連携制度に関する教育を実施

韓国食品医薬品安全処 (2018.4.11)

韓国の食品医薬品安全処は国内製薬会社の「医薬品許可 - 特許」の担当者を対象にし、「医薬品許可 - 特許連携制度教育」を4月26日と27日の二日間、韓国製薬バイオ協会で開催すると発表した。

今回の教育は医薬品許可 - 特許連携制度に関する韓国製薬会社の理解度を高めるとともに、業務能力を向上させるために行われ、今年は6回にわたって実施される予定である。

※医薬品許可 - 特許連携制度：医薬品特許権を保護するために医薬品許可段階で特許侵害の有無について検討する制度である。2015年に薬事法が改正され、後発医薬品の販売禁止、優先販売品目許可などが本格的に施行されている（2015年3月～）

教育の主な内容は、許可特許連携制度の詳細、医薬品特許および特許審判の基礎、医薬品許可 - 特許連携制度と品目許可、関連事例などである。今回は医薬品特許権登載、優先販売品目許可などの申請から終了までの段階別進行事項、注意事項に対する実務教育が追加された。

食薬処は2016年から「医薬品許可 - 特許連携制度教育」を計12回実施しており、これまで約820人（220社）が教育を受けた。

食薬処は「今回の教育が製薬会社の理解を深め、専門性を高めることにつながるだろう」とし、「今後もこの制度を積極的に活用することができるよう、現場で必要とする教育を持続的に開発・運営する」と明らかにした。

参加申請は4月11日から4月13日までである。申請方法、日程など詳細については、食薬処のホームページ (www.mfds.go.kr) →お知らせ→公示、又は韓国製薬バイオ協会のホームページ (www.kpbma.or.kr) →公示事項で確認できる。

2-1-2 特許庁、2018年「グローバルなIPスター企業」205社を選定および支援

韓国特許庁 (2018.4.12)

- 154億ウォン投入、知的財産総合支援 -
- 地域内の質の高い雇用創出および輸出強小企業に育成 -

韓国特許庁は全国の有望な中小企業205社を2018年の「グローバルなIPスター企業育成事業」の支援対象に最終選定したと12日、明らかにした。

グローバルなIPスター企業育成事業は、地域の強小・有望な輸出中小企業へのIP支援のために、特許庁と自治体が154億ウォンの予算(*)を投入する事業である。

* 154.4億ウォン=国費77.6億ウォン+地方費76.8億ウォン

選定企業は3年間、IP経営の診断・構築、海外出願費用支援、特許/デザイン戦略分析、製品・包装・モックアップ(mock-up)デザインおよびブランド開発など、知的財産関連の多様な支援を受けることができる。

今年、グローバルなIPスター企業育成事業には計845社が申し込み、応募倍率は4.1倍となっている。これは、第4次産業革命の進展に伴い、知的財産権に対する中小企業の関心が高まった結果だろう。

特許庁と自治体は書類審査、現場調査および外部委員による対面審査など、厳正な審査手順を踏み、最終支援企業を選定した。

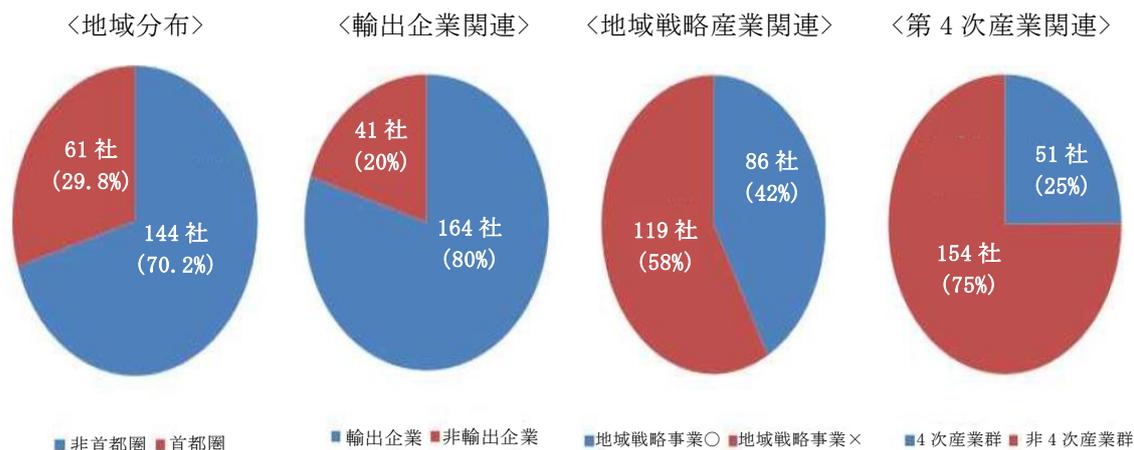
*受付(1~2月) →書類審査(2~3月) →現場調査(~3月) →対面審査(3月末)

特許庁は地域の均衡ある発展および地域の輸出企業育成という国政基調に合わせ、相対的に厳しい環境にある非首都圏の企業を中心に選定(144社、70.2%)した。

その80%は輸出企業、42%は自治体の戦略産業(*)に当たる企業である。そこで、この企業が非首都圏地域の質の高い雇用創出および地域経済活性化にも大きな貢献をすると期待している。

* 「国家均衡発展特別法」の地域発展および国家競争力向上への寄与度が高い特別市・広域市・道および特別自治道の産業

また、51社（25%）は人工知能（AI）、VR・AR、精密医療、IoTなど未来の新技术の関連企業で、第4次産業革命時代における潜在成長力が高い企業とみられる。



特許庁産業財産政策局の局長は「同事業を通じて、グローバルなIPスター企業が技術紛争解決、知的財産権料の負担軽減、知的財産権戦略策定など、知的財産における問題点を克服し、昨年、約1,000人を新規採用するなど優秀な事業成果を出している」と明らかにした。

続いて「今年も同事業を積極的に推進し、地域の革新成長と雇用創出の主役に育成する」と付け加えた。

＜2017年のグローバルなIPスター企業支援を行う前後の経営実績＞

区分	雇用人員	輸出額	売上高
2016年	14,353人	12,425億ウォン	42,452億ウォン
2017年	15,347人 (6.9%増)	12,855億ウォン (3.5%増)	46,315億ウォン (9.1%増)

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 AI、ロボットなどの新産業における融合型デザイン人材育成を拡大

韓国産業通商資源部（2018. 4. 11）

韓国産業通商資源部はデザイン - 工学融合型高級人材の育成拡大のために、延世大学、弘益大学、牧園大学を新規デザイン融合専門大学院に選定した。

最近、AI やロボットなど最先端技術が反映された製品やサービスが産業現場を越え、一般国民の生活領域までに拡大しており、市場での成功を収めるためにはデザイン - 技術融合の重要性が増している。

このような産業的需要を受けて、産業部は 2018 年にデザイン融合専門大学院 3 校を一次に選定した。

今回選ばれた大学院では、第 4 次産業革命、製造業革新などによって新しく浮上する AI、自動運転車、ロボットなどの新技術とデザインとの融合過程、産学間の協力プロジェクトを中心とする教育などを実施し、産業界で必要とされる実務型高級融合人材を集中的に養成する予定である。

選定された各大学院の融合特化分野を見ると、

- （延世大学）デザインと AI および AR/VR、データ科学融合分野の専門人材を養成する予定であり、グローバルな人材を養成するために英語で授業を進める。
- （弘益大学）デザインと自動運転車、ロボットなどの分野を融合し、関連製品を統合的に開発できる専門家を育成する予定である。
- （牧園大学）デザインと電子工学を融合し、IoT の新技術を活用して誰でも簡単に使用できるスマートユニバーサルデザイン融合人材を養成する予定である。

デザイン融合専門大学院への支援事業は、新技術に対する理解およびデザイン実務能力を兼ね備えた修士・博士レベルの高級デザイン人材を養成するために 2015 年から始まった。

2015年に3校(*)を選定・支援し、就業率・創業率が84.4%となっているなど、さまざまな成果(注)を出しているが、年間40人余りしか輩出してできず、規模拡大や必要性が訴えられてきた。そこで今回、支援を拡大することになった。

*ソウル科学技術大学(デザイン-IT融合)、韓瑞大学(デザイン-素材・表面処理)、UNIST(デザイン-自動車)

注:2015~2017年の成果:(産学プロジェクト)76件、(特許・デザイン権)84件、(論文)64件(SCI級26件)、(技術移転・指導)4件、(ライセンスおよびロイヤリティー)1件など

産業部の関係者は「主要国では既にデザイン-工学融合型人材養成が活性化しているが、韓国は依然としてスタイリングを中心とする教育を実施している」とし、「今回の事業でデザイン融合教育の拡大および企業の新しい価値創出に貢献すると期待している」と述べた。

産業部は5月末までデザイン融合専門大学院2校を追加で選定する予定であり、参加を希望する大学は韓国デザイン振興院のホームページ(www.kidp.or.kr)で申請すれば良い。

デザイン融合専門大学院の追加募集日程

- ・ 公告日/説明会:2018.4.12(木曜)/2018.4.18(水曜)
- ・ 受付期間:2018.5.11(金曜)~5.14(月曜)
- ・ 選定評価/結果発表:5月中旬/5月末

※事業についてのお問い合わせは韓国デザイン振興院のD-TECHアカデミーPD(031-780-2227)まで。

その他一般

5-1 政府のR&D支援を受けた中小企業、むしろマイナス成長

電子新聞 (2018.4.12)

政府から研究開発(R&D)の支援を受けた中小企業は、そうではない企業より成長性が低いことが明らかになった。支援対象選定方式に問題があり、政府がむしろマイナス成長が予想される中小企業を支援しているためだ。そこで政府は特許・論文ではない付加価値創出などの経済成果を究極の評価対象にすべきだとの指摘がある。イ・ソンホ韓国開

発研究院（KDI）研究委員は 12 日、「中小企業への R&D 支援政策の効果や改善策」報告書でこのように分析した。

中小企業向け政府の R&D 補助金は年 3 兆ウォンに迫り、経済協力開発機構（OECD）の加盟国の中でアメリカに続き、2 位となっている。イ研究委員は、政府支援が R&D 投資、技術力アップには寄与したが、付加価値・売上高・営業利益の増加には失敗したと評価した。

政府の R&D 支援を受けた中小企業は支援 2～3 年後、政府支援を受けてない企業に比べ、むしろ成長性が大幅に低下した。知的財産権登録件数の伸びが目立つだけで、営業利益などはマイナス成長したとの分析である。

イ研究委員は「政府支援が民間投資の呼び水となったのは事実だが、実際、企業の運営成果の改善にはつながらなかった」と述べた。

その原因としては政府の支援対象選定方式を挙げた。中小企業に対する評価が技術力を中心に硬直的・形式的に行われているという。既に技術力の高い企業の場合、技術力をより高める余力が大きくないにもかかわらず政府が支援し、成果評価基準も特許獲得などに集中しているため、実際は使わない、いわゆる「ペーパー特許」だけが増えていると指摘した。

一方、中小企業と異なって大企業では、特許の量的拡大は出願・更新費用の増加、無駄な研究につながると判断し、R&D 部署の評価体系を切り替えて特許出願がかえって減少したと説明した。特許出願件数では、中小企業は 2013 年の 3 万 4,547 件から 2016 年には 4 万 6,813 件へと増えたのに対し、大企業は同期間、4 万 8,045 件から 3 万 8,800 件へと減った。

イ研究委員は「年間 3 つ以上の特許を登録した企業には、平均的に付加価値がマイナス成長する傾向が現れている」とし、「特許獲得は企業成長につながるという単純な仮定は廃棄しなければならない」と訴えた。

つまり、政府は技術成果より付加価値などの経済成果を、究極の目標に設定すべきという主張である。経済成果を基に開発した予測模型に基づいて支援を受ける企業を選ぶと、付加価値を 2 倍以上高めることができると説明した。また、支援対象にならなかった中小企業に対しても少額を支援する政策実験も必要だと主張している。

さらに、韓国の 22 の R&D 管理専門機関が年間 2 兆ウォン以上（2016 年時点）を運営費に使っており、これは国家 R&D 予算の 10%を越える水準とも指摘した。

イ研究委員は「政府は支援対象選定を客観的アルゴリズムに相当部分委任することで、事業者・管理者の役割から脱し、助力者にならなければならない」とし、「候補・選定企業が経験不足だとしても研究を体系的に進めるよう、提案書作成の段階から必要なアドバイスを提供する役割に徹する必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム